

定 款

森 永 乳 業 株 式 会 社

森永乳業株式会社定款

制 定 昭和 24 年 3 月 4 日

変 更

昭和 24年 4月 11日	昭和 24年 9月 13日	昭和 26年 9月 27日
昭和 28年 11月 27日	昭和 30年 11月 30日	昭和 32年 8月 19日
昭和 35年 5月 30日	昭和 36年 5月 30日	昭和 37年 5月 30日
昭和 39年 11月 30日	昭和 41年 5月 30日	昭和 44年 5月 30日
昭和 46年 5月 31日	昭和 47年 5月 30日	昭和 50年 5月 29日
昭和 57年 6月 28日	平成 3年 6月 27日	平成 6年 6月 29日
平成 10年 6月 26日	平成 14年 6月 27日	平成 15年 6月 27日
平成 16年 6月 29日	平成 17年 6月 29日	平成 18年 6月 29日
平成 19年 6月 28日	平成 21年 6月 26日	平成 24年 6月 28日
平成 26年 6月 27日	平成 28年 6月 29日	平成 29年 6月 29日
平成 29年 10月 1日	令和 4年 6月 29日	

目 次

第 1 章	總	則 1 頁
第 2 章	株	式 2
第 3 章	株 主 総 会	 3
第 4 章	取締役および取締役会	 4
第 5 章	監査役および監査役会	 6
第 6 章	会 計 監 査 人	 7
第 7 章	計 算	 7

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、森永乳業株式会社と称する。

英文ではMORINAGA MILK INDUSTRY CO., LTD. (略称MOMICO)と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 牛乳の生産処理、乳製品の製造ならびにこれら製品の販売および輸出入
2. 乳を原料とする食品およびその原料の製造、販売および輸出入
3. 食用油脂類、アイスクリーム類、菓子類、各種飲料および氷・食料品の製造、販売および輸出入ならびにその他農畜水産物の加工、販売および輸出入
4. 特別用途食品(健康増進法に基づく)、治療用栄養食品、栄養・健康・嗜好品、乳幼児食品、乳幼児飲料および食品添加物の製造、販売および輸出入
5. 医薬品、医薬部外品、化粧品、その原料および医療器具の製造、リース、販売および輸出入
6. 動物用医薬品および動物用医療器具の製造、販売および輸出入
7. 化学薬品、化成品およびその原料の製造、販売および輸出入
8. 酒類、アルコール、微生物菌体およびその利用製品の製造、販売および輸出入
9. 飼料、飼料添加物および肥料の製造、販売および輸出入
10. 牧場および農園の経営ならびに家畜類、ペット動物および家禽類の飼育、リース、斡旋、販売および輸出入
11. 家畜の精液および受精卵の生産、販売および輸出入
12. 花卉類の生産、販売および輸出入
13. 衣料用繊維製品、装身具、玩具類、文房具類および乳幼児用品の製造、販売、輸出入ならびにこれら製品および商品に関する情報の提供・処理サービス業および広告業
14. 前各号に掲げる製品および商品の包装ならびに各種包装資材の製造、販売および輸出入
15. 乳業機器、食品加工関連機器、農業・酪農畜産用機器、衛生関連機器、住宅用機器、廃水処理機器、冷凍機器、試験検査機器、プラント自動化関連機器、輸送用機器およびその他上記関連機器ならびに前各号に掲げる製品および商品の製造機器の製造、リース、レンタル、斡旋、販売および輸出入
16. 食品類、飲料類、容器包装類および用排水の試験検査の受託ならびに品質の管理および指導
17. 知的財産権、ノウハウ、工場設備自動化に関するシステム技術その他ソフトウェアの取得、企画、保全、利用、賃貸、使用許諾斡旋、販売および輸出入
18. 情報処理の受託ならびにコンピュータに関するソフトウェア等の作成、賃貸、販売および輸出入
19. 自動車のリース、販売および輸出入
20. 貸金業
21. 不動産の売買、交換、賃借およびその代理、仲介ならびに所有、管理、利用開発および鑑定
22. 土木建築工事業、建設業管工事業および建築物の設計、施工、監理および請負

23. 自動車運送事業、貨物利用運送事業および一般港湾運送事業ならびに配送センターの管理運営業務および貨物の荷捌き・管理ならびに倉庫業および通関業
24. 飲食店、観光施設、娯楽施設、宿泊施設、運動施設、カルチャーセンター、学習塾および駐車場の経営
25. 煙草、切手類、燃料および日用品雑貨の販売および輸出入ならびに印紙の販売
26. 出版業ならびに出版物の販売および輸出入
27. 旅行業
28. 労働者派遣事業
29. 介護および介護に関する業務ならびに介護に用いる器具機器の製造、リース、販売および輸出入
30. 教育研修の受託
31. 損害保険の代理業および生命保険の募集に関する業務
32. 発電および売電に関する事業
33. 前各号に関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

②事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、1億4千4百万株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 当会社の1単元の株式に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。

②前項の請求があった場合において、当会社が売り渡すこととなる数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4)前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。
- ③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取り扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ②前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

(新株予約権無償割当ての決定機関)

第13条 新株予約権無償割当ての関する事項については、取締役会の決議で定めるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(株主総会の招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

②株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

②前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会の決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項の定めによる決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第19条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第20条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

②代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

③取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名のほか、取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当会社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名または記名押印もしくは電子署名を行う。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第33条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第34条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第40条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに署名または記名押印もしくは電子署名を行う。

(監査役会規則)

第41条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第43条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条

第1項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第44条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第45条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第46条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定期株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第48条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第49条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

②前項にかかわらず、災害等の不測の事態が発生し、株主総会の開催が困難と取締役会が判断した場合には、剰余金の配当等、会社法第459条第1項第2号乃至第4号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(期末配当金の除斥期間)

第50条 期末配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

②未払の期末配当金には利息をつけない。

(附則)

1. 現行定款第16条(株主総会の参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条(株主総会の参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。